

保育利用調整基準について

保育施設(保育所、認定こども園の保育所部分、地域型保育事業)の利用申込者が、当該施設の受入可能数を超える場合には、保育利用調整基準(別表)の点数等に基づき、客観的・総合的に保育施設の利用調整を行う。

【優先順位の設定】

- ①基準点数・・・父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基準点を設定。父母それぞれの点数の合計を基準点数とする。父母がいない場合には、その他の保護者の状況を基準点数とする。
- ②調整点数・・・世帯、児童、兄弟姉妹等の状況に応じて加減点する。
- ③選考点数・・・基準点数(父母の合計)+調整点数

【利用調整方法】

- ①「選考点数」が高い児童から利用調整を行う。
- ②「選考点数」が同点の場合、「基準点数」の高い児童から利用調整を行う。
- ③「基準点数」及び「調整点数」がいずれも同点の場合、町民税課税額(保育料算定の基礎となる町民税課税額)の低い世帯の児童から利用調整を行う。
- ④「基準点数」及び「調整点数」がいずれも同点で、かつ町民税課税額が同額の場合、合計所得金額(保育料算定の基礎となる町民税課税額算定の基礎となる合計所得金額)の低い世帯の児童から利用調整を行う。

(別表) 保育利用調整基準

(1) 基準点数

17 基準点数

区分	保護者(父母)の状況			点数
家庭外労働	労働者		月140時間以上の就労	10
			月120時間以上の就労	9
			月100時間以上の就労	8
			月64時間以上の就労	7
	自営業	中心者	月64時間以上の就労	9
		協力者	月64時間以上の就労(※)	5～7
	農業	中心者	月64時間以上の就労	9
		協力者	月64時間以上の就労(※)	5～7
家庭内労働	自営業	中心者	月64時間以上の就労	9
		協力者	月64時間以上の就労(※)	5～7
	内職		月64時間以上の就労	6
産前産後	母親の出産		産前2ヶ月、産後2ヶ月(出産予定月を含まない)	9
病気・障がい	入院		概ね1ヶ月以上を要する場合	10
	自宅療養		概ね1ヶ月以上の常時臥床・安静加療を要すると医師が診断した場合	9
			上記以外で疾病等により保育が困難と医師が診断した場合	8
	障がい		身体障害者手帳1～3級、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳を所持する者及び同程度と判断できる場合	10
			身体障害者手帳4級以下、愛護手帳B及び同程度と判断できる場合	8
介護・看護	介護・看護や入院・通院・通所の付き添い等	月120時間以上の介護・看護		9
		月64時間以上の介護・看護		7
災害復旧	火災、地震、風水害等により被害を受け、その復旧作業に従事する場合			10
求職活動	生計中心者			6
	その他			4
就学・職業訓練	月64時間以上の受講、通学等			6
不在	死亡、離婚、未婚、拘禁、行方不明等			8

※就労期間、就労時間、事業規模、従事内容等総合的に判断する。

(2)調整点数

区分	家庭の状況等		点数
加算	ひとり親家庭	母子家庭、父子家庭等	5
	生活保護世帯	就労による自立支援につながる場合等	2
	虐待等	虐待又はDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要な場合	10
	障がい児	障害児保育実施施設の利用を希望している場合、児童の通所又は通院により保護者の就労が制限される場合等	1
	産休・育休明け	産休、育休休業期間が終わり、職場に復帰するとき	5
	兄弟姉妹入所	兄弟姉妹が既に入所している施設等を希望している場合	5
		兄弟姉妹が同時に申込をする場合	5
		兄弟姉妹が異なる保育施設を利用しており、同一施設への変更を希望する場合	5
	地域型保育事業卒園児	地域型保育事業の卒園児又は乳児保育所の卒園児	8
	多子世帯	未就学児童が3名以上いる場合	3
		第3子以降が申込をする場合	1
	祖父母等による養育世帯		3
減算	保護者が保育所等で保育士等として教育・保育に従事している場合		5
	保護者が放課後児童クラブ等で指導員等として放課後児童健全育成事業に従事している場合		5
	同居の祖父母がいる	※祖父母の年齢、就労状況等により総合的に判断する	0～-2
	別居の祖父母がいる	※祖父母の年齢、就労状況等により総合的に判断する	0～-1
	委託申込児童	町外からの委託申込児童	-3